

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年6月30日

**【会社名】** 三菱製鋼株式会社

**【英訳名】** Mitsubishi Steel Mfg. Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 佐藤 基行

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区晴海三丁目2番22号

**【電話番号】** 03(3536)3111

**【事務連絡者氏名】** 総務人事部長 倉内 拓哉

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区晴海三丁目2番22号

**【電話番号】** 03(3536)3111

**【事務連絡者氏名】** 総務人事部長 倉内 拓哉

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

ア 配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金3円50銭 総額 538,500,522円

イ 配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

#### 第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で併合し、併せて発行可能株式総数を360,000,000株から36,000,000株に変更する。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、佐藤基行、高島正之、菱川 明、関根博士、天野 裕、高山 淳、飯塚康彦、永田裕之、山尾 明の各氏を選任する。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、坂本泰邦氏を選任する。

#### 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて当社株式を交付するとともに当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行う中長期業績連動型の株式報酬制度を導入する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	116,848	113	181	(注)1	可決	94.79
第2号議案 株式併合の件	116,640	321	181	(注)2	可決	94.62
第3号議案 取締役9名選任の件						
佐藤基行	111,255	5,696	181	(注)3	可決	90.25
高島正之	115,058	1,893	181	(注)3	可決	93.33
菱川 明	114,417	2,534	181	(注)3	可決	92.81
関根博士	115,159	1,792	181	(注)3	可決	93.42
天野 裕	115,140	1,811	181	(注)3	可決	93.40
高山 淳	115,138	1,813	181	(注)3	可決	93.40
飯塚康彦	115,108	1,843	181	(注)3	可決	93.37

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
					可決	賛成割合(%)
永田裕之	115,138	1,813	181	(注) 3	可決	93.40
山尾 明	115,195	1,756	181	(注) 3	可決	93.44
第4号議案 監査役1名選任の件						
坂本泰邦	92,222	24,734	181	(注) 3	可決	74.81
第5号議案 取締役に対する業績 連動型株式報酬等の 額及び内容決定の件	116,563	401	181	(注) 1	可決	94.55

(注) 1. 決議事項が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主（株主総会前日までの事前行使分を含む。）の議決権の過半数の賛成です。

2. 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席（株主総会前日までの事前行使分を含む。）し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席（株主総会前日までの事前行使分を含む。）し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。